

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月25日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 令和8年度特別天然記念物カモシカ北奥羽山系保護地域特別調査業務委託
- (2) 委託期間 契約締結から令和9年3月25日まで
- (3) 契約内容等 業務委託仕様書による

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 都道府県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 過去5年以内に大型ほ乳類（カモシカ又は大きさがカモシカ以上のほ乳類）の生息状況調査業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 業務実績調書
 - ② 提出期間
令和8年6月25日（木）から令和8年7月6日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する秋田県の休日（以下「休日」という。）を除く。
 - ③ 提出時間
午前9時から午後5時まで
 - ④ 提出場所
〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
秋田県教育庁生涯学習課 調整・企画チーム
 - ⑤ 提出方法
持参又は郵送とする。
※郵送による場合は、郵便書留を利用し②の期間内に到達すること。

⑥ 提出部数

1部

⑦ 入札参加資格確認申請書等の配布

入札参加資格確認申請書、入札書等の様式については、本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布する。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧・配布

本業務委託の仕様書、業務委託契約書案（以下「設計図書等」という。）については、令和8年6月25日（木）から令和8年7月9日（木）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布する。

5 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問は、令和8年7月2日（木）までに、「12 問い合わせ先」に書面により電子メールにて行わなければならない（任意様式）。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年7月6日（月）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」上に掲載するものとする。

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条の規定による。

7 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は為替証書、保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、下記項目に該当することを根拠として免除申請し、契約保証金を免除することが適当と認められた者は免除される。
- ア 県を被保険者とする契約保証保険契約を締結した者
- イ 過去2年間の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（契約書の写し及び振込明細書等の写しを提出すること。）

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

上記3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、入札執行日時に入札場所に入札書等を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を要する。

(2) 入札執行日時

令和8年7月10日（金）午後2時

(3) 入札場所

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

- ① 入札執行回数は2回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札は2回を限度とし、落札者のない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (8) 落札者となった者は、都道府県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、本公告記載の入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格である要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）等の定めるところによる。

12 問い合わせ先

課 所 名 秋田県教育庁生涯学習課 調整・企画チーム
所 在 地 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
電 話 番 号 018-860-5181
E-mail Kyou-shougai@pref.akita.lg.jp